

# 横須賀市グリーン購入基本方針

本市では、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下、「法」という。）に基づき、「横須賀市グリーン購入基本方針」を定め、物品等の調達時における環境配慮を実践し、環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を目指す。

## 1. 目的

この基本方針は、本市の事務・事業において、必要となる物品等の調達に当たり、環境物品等の優先的な調達を図ることにより、環境負荷の低減ならびに循環型社会の形成を推進することを目的とする。

また、市がグリーン購入を率先して推進することにより、市民や事業者等のグリーン購入への取り組みの輪の広がりを期待する。

## 2. 定義

### (1) グリーン購入

品質や価格だけでなく、環境負荷の少ない製品やサービスを優先して購入することをいう。

### (2) 環境物品等

法第2条各号に規定する環境への負荷の低減に資する原材料、部品、製品、サービス（役務）をいう。

### (3) 特定調達品目

市が重点的に調達を推進する環境物品等の種類で、法第6条第2項第2号に規定する「特定調達品目」に該当するものをいう。

### (4) 判断基準

特定調達品目について、調達するための判断の基準をいう。

### (5) 特定調達物品等

特定調達品目ごとに、判断基準に適合する環境物品等で、法第6条第2項第2号に規定する「特定調達物品等」に該当するものをいう。

### (6) 配慮事項

特定調達物品等を調達するに当たり、さらに配慮することが望ましい事項をいう。

### **3. 適用範囲**

この基本方針の適用範囲は、出先機関等を含む本市の全組織とする。

### **4. 基本的考え方**

- (1) 物品等の調達に当たっては、価格や品質等において、やむを得ない理由がある場合を除き、環境物品等を優先して選択するものとする。
- (2) 物品等の調達に当たっては、できる限り資源採取から廃棄に至る物品等のライフサイクル全体について環境負荷の低減を考慮したものを選択する。
- (3) 物品等の調達に当たっては、事前に調達の必要性と適正量を十分検討し、調達総量をできるだけ抑制するよう配慮する。
- (4) 調達した環境物品等は、できる限り長期使用及び適正使用に努め、廃棄の際には適切な分別・廃棄方法に配慮し、環境負荷の低減が確実に行われるようとする。

### **5. 調達方針の策定**

この基本方針に基づき、毎年度、環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下、「調達方針」という。）を策定する。

調達方針には、以下の事項を定める。

- (1) 当該年度における特定調達品目
- (2) 判断基準及び配慮事項
- (3) その他環境物品等の調達の推進に関する事項

### **6. 推進体制**

全庁におけるグリーン購入の推進を図るため、調達実績の把握等を行うとともに、調達方針の見直しを行う。

### **7. 調達方針及び実績の公表**

グリーン購入の取り組みについて、毎年度の調達方針及びその実績を市のホームページ等で公表する。

## **8. 情報の提供**

グリーン購入を推進するうえで必要な情報の収集及び全庁的な情報の共有化に努める。

また、あわせて市民や事業者のグリーン購入の推進に資するため、情報の提供に努める。

## **9. 施行時期**

本方針は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

### **附則**

本方針は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

### **附則**

本方針は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。